

令和7年度 岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助事業のご案内

岡山市では、脱炭素社会の実現に向け、事業所においてエネルギーを創って、ためて、賢く使うことによるエネルギー利用の最適化・効率化を推進するため、市内の事務所、営業所、商店、工場等にスマートエネルギー化に資する機器を導入する法人又は個人事業者に対し、経費の一部を助成します。

申請受付

(1) 受付期間

≪「太陽光発電設備」、「ガスコージェネレーションシステム」、「LED照明器具」、「高効率空調機器」、「太陽熱利用システム」、「蓄電池」、「エネルギー管理システム」、「電気自動車等用充電設備」「温室効果ガス排出量見える化システム」の場合≫

令和7年5月23日（金曜日）～令和8年3月10日（火曜日）

ただし、補助事業が完了した日から起算して20日以内又は令和8年3月25日（水曜日）のいずれか早い日までに実績報告書の提出ができること。

また、温室効果ガス排出量見える化システムについては、契約日が令和7年3月1日（土曜日）以降の日付であるものに限る。

≪燃料電池自動車、電気自動車等の場合≫

令和7年5月23日（金曜日）～令和8年3月10日（火曜日）

ただし、車両の初度登録日が令和7年3月1日（土曜日）から令和8年2月28日（土曜日）の間の日付であるものに限る。

(2) 受付場所

岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市役所分庁舎6階 岡山市ゼロカーボン推進課

※ 補助対象機器の設置に係る工事着手後の申請は受付しません。ただし、燃料電池自動車及び電気自動車等は導入後に、温室効果ガス排出量見える化システムは導入の前後を問わず申請を受付けます。

※ 申請書及び実績報告書は窓口にご持参ください。郵送による申請は受付できません。（燃料電池自動車、電気自動車等は郵送申請可。）

※ 先着順で受付け、申請額が予算額に到達した時点で受付を終了します。なお、書類に不備がある場合は受付できません。

補助事業者

市内に所在する民間の事務所、営業所、商店、工場、その他事業用の建築物及び建築物と一体になった一団の土地（以下「事業所」という。）又は集合住宅（分譲共同住宅、賃貸住宅を含む）の共用部に、補助対象機器（P4～5）を導入（分譲共同住宅についてはLED照明器具及び電気自動車等用充電設備のみ）する法人、個人事業者（以下「法人等」という。）、分譲共同住宅の管理者、リース事業者、PPA（※1）事業者であること。ただし、法人等は岡山市環境パートナーシップ事業グリーンカンパニー活動（※2）の登録事業者であること。

なお、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人は除きます。

※1 太陽光発電設備等は無償で設置し、当該設備から発電された電気を建物所有者等に販売する契約

※2 岡山市環境パートナーシップ事業グリーンカンパニー活動は、補助金交付申請と同時に参加申込することができます。ただし、この場合、手続代行者による代行申込はできません。補助金申請者が直接窓口で参加申込をしてください。補助対象機器を導入する事業所ごとでの参加申込が必要です（温室効果ガス排出量見える化システムを除きます。）。また、リース事業者、PPA事業者、分譲共同住宅の管理者は登録を不要とします。

対象となる補助事業者（温室効果ガス排出量見える化システムを除く）

<購入の場合>

契約種別：売買契約（現金購入、クレジット、割賦購入、自動車ローン等を含む）

補助事業者：使用者（購入者）

<リースの場合>

契約種別：賃貸借契約

補助事業者：リース事業者

<PPAの場合>

契約種別：電力販売契約

補助事業者：PPA事業者

➤ 温室効果ガス排出量見える化システムの導入について

補助事業者は温室効果ガス排出量見える化システムを導入する法人等で、次の要件をいずれも満たしていること。

1. 当該導入に係る契約の当事者であること。
2. 市内に所在し、グリーンカンパニー活動に登録していること。

➤ **貸しビル等で事業活動を営む法人等への補助対象機器導入について**

補助事業者は事業活動を営む法人等又は貸しビル等の所有者とする。

- ・事業活動を営む法人等が申請する場合は、前項補助事業者の要件を満たし、貸しビル等の所有者の承諾を得ていること。
- ・貸しビル等の所有者が申請する場合は、補助対象機器を導入する事業所で事業活動を営む法人等が前記の補助事業者の項に掲げる要件を満たし、グリーンカンパニー活動に登録していること。

➤ **分譲共同住宅の管理者による分譲共同住宅へのLED照明器具又は電気自動車等充電設備の導入について**

補助事業者は分譲共同住宅の管理者で、次の要件をいずれも満たしていること。

1. 市内に所在する分譲共同住宅の共用部分への導入であること。
2. 補助対象機器導入に係る管理組合の議決を得ていること。

➤ **リース契約による補助対象機器の導入について**

補助事業者は前記の補助事業者の項に掲げる要件を満たす法人等に補助対象機器を貸与するリース事業者で、次の要件をいずれも満たしていること。

1. 法定耐用年数以上のリース契約(※)を締結していること。
※太陽光発電システムは10年以上、LED照明器具は6年以上のリース契約であること。
2. 補助対象機器の月々のリース料が、補助金相当額が還元されていると認められる水準であること。
3. 補助対象機器を導入する法人等がグリーンカンパニー活動に登録していること。

＜申請時の注意点＞

1. 補助対象機器の導入に当たりメーカー・販売店等と締結した契約書、借受人と締結したリース契約書の両方の写しが必要になります。
2. リース事業者と借受人双方の滞納無証明書が必要になります。

➤ **PPAによる補助対象機器の導入について**

補助事業者は前記の補助事業者の項に掲げる要件を満たす法人等に、PPAサービスを提供する事業者で、次の要件をいずれも満たしていること。

1. 10年以上の契約を締結していること。
2. 以下のいずれかの方法により、補助金相当額を還元すること。
 - ・補助金相当額を月々の電気料金から減額(割引)することにより還元する。
 - ・補助金相当額を現金等で還元する。

3. 補助対象機器を導入する法人等がグリーンカンパニー活動に登録していること。

＜申請時の注意点＞

1. 経済的負担軽減措置の内容について、サービス利用者に説明したことが分かる書類(様式第14号)の提出が必要です。
2. PPA事業者とサービス利用者双方の滞納無証明書が必要になります。

➤ 次に該当する者は、対象になりません。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 同一の事業所又は集合住宅（同じ敷地内にある建物は、別棟でも同一の建物とみなします。）において、同種の補助対象機器に係る補助金の交付を岡山市から受けたことがある者（「燃料電池自動車」、「電気自動車等」を除く。）
- (3) 岡山市補助金等交付規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
- (4) 虚偽の補助金交付申請を行った者

補助対象機器・補助金額

補助金額は、別表1の補助対象機器の欄に掲げる機器に応じ、補助金額の欄に定める額を上限とします。（1,000円未満切り捨て）

(別表1)

補助対象機器	補助金額	
	補助率等	上限額
太陽光発電設備（自家消費型）(※1)	2万円/kW	100万円
ガスコージェネレーションシステム	1/3	150万円
LED照明器具	1/5	40万円
高効率空調機器(※2)	2.5万円/馬力	60万円
太陽熱利用システム（強制循環型）	1/3	50万円
蓄電池(※3) (家庭用) 容量4,800Ah・セル未満 (産業用) 容量4,800Ah・セル以上	1万円/kWh	(家庭用) 15万円 (産業用) 50万円
燃料電池自動車	1/3	50万円

電気自動車等	1 / 3	EV（普通乗用）：13万円 EV（小型・軽乗用）：8万円 EV（普通・小型・軽貨物）：8万円 PHEV：8万円
エネルギー管理システム	1 / 5	100万円
電気自動車等用充電設備	1 / 5	1基あたり15万円 ※5基を上限とする
温室効果ガス排出量見える化システム	1 / 2	10万円

※1 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか小さい方に1kWあたり2万円を乗じて得た額。

※2 1馬力あたり2.5万円を乗じて得た額。導入機器のカタログ等で馬力が確認できない場合は、定格暖房標準能力を2.8で除し、小数点第2位を切り捨てた値を導入機器の馬力とみなす。

※3 蓄電池容量（家庭用蓄電池にあっては一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）に登録された蓄電容量）1kWhあたり1万円を乗じて得た額。

複数の種別の補助対象機器を設置する場合は、別表1の「補助対象機器」ごとに算出してください。また、同じ「補助対象機器」を複数設置する場合の補助金額は、各機器の補助対象経費を合算した上で補助率を乗じて算出してください。

補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象機器本体及び附属機器の購入費並びに設置工事費（諸経費含む）の合計額から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た額となります。ただし、消費税は除きます。

既存機器の撤去・処分費及び補助対象機器の設置に直接関係のない工事費並びに申請代行手数料等の費用は対象になりません。補助対象と補助対象外がある場合は、補助対象機器の導入経費と補助対象外の経費が分かる見積書等の内訳が必要になります。

なお、温室効果ガス排出量見える化システムについては、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間のシステム利用月額合計額（年額払いの場合は、当該年額を無料期間を除く利用月数で按分した額。）から値引き及び国等の類似の補助金の額を控除して得た額となります。

※太陽光発電設備、蓄電池及び高効率空調機器にあたっては、補助対象経費を算定の基礎としません。

補助対象要件

別表2に掲げる未使用の補助対象機器で、機器ごとに個別の要件を満たす必要があります。
(別表2)

太陽光発電設備（自家消費型）

太陽光発電設備により発電した電力を事業所等で自家消費するものであって、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

- ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。
- イ 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値及びパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれもが10kW以上（小数点以下二桁未満切捨て）であること。
- ウ 固定価格買取制度による設備認定を受けていないこと（余剰電力を電力会社との相対契約により売電することは可）。

ガスコージェネレーションシステム

次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

- ア 定格発電出力が5kW以上であること。
- イ ガスエンジンユニットのJ I Sに基づく発電及び排熱利用総合効率が低位発熱量基準で80%以上であること。
- ウ 貯湯ユニットの容量が120リットル以上であること。

LED照明器具

次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

- ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）の基本方針の判断の基準（基準値2）を満たす器具であること。
※既存照明器具の管、球のみを交換するものは対象としない。
※内照式表示灯は対象としない。
- イ 同種の既設設備の更新であり、二酸化炭素の排出削減効果が20%以上かつ二酸化炭素の排出削減量が1t以上見込まれる機器であること。

高効率空調機器

次に掲げる要件をいずれも満たすこと。

- ア グリーン購入法の基本方針の判断の基準（基準値2）を満たす器具であること。
- イ 同種の既設設備の更新であり、二酸化炭素の排出削減効果が20%以上かつ二酸化炭素の排出削減量が1t以上見込まれる機器であること。

太陽熱利用システム（強制循環型） 強制循環型ソーラーシステムであって、J I Sに適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（B L部品）認定を受けたものであること。
蓄電池 J I S規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠しているものであって、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 ア 蓄電池容量が1 kWh以上のもの。 イ 常時、太陽光発電設備と接続し、同機器が発電する電力を充放電すること。 ウ 家庭用蓄電池にあつては、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。)がZ E H支援事業において補助対象としている機器であること。 URL : https://sii.or.jp/
燃料電池自動車 一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象に指定している燃料電池自動車の導入であって、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 ア 使用の本拠の位置が市内であること。 イ 自動車を販売する業を営む者が導入する燃料電池自動車は、販売活動の促進に使用する車両（展示車・試乗車）でないこと。 ウ 補助金の交付申請日の属する年度の前年度の3月1日以後に初度登録された車両であること。 エ 燃料電池自動車の導入者と使用者が同一であること（リースの場合を除く。）。 URL : http://www.cev-pc.or.jp/
電気自動車等 一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象に指定している電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（普通・小型・軽乗用自動車及び普通・小型・軽貨物自動車に限る。）の導入であって、次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 ア 使用の本拠の位置が市内であること。 イ 自動車を販売する業を営む者が導入する電気自動車等は、販売活動の促進に使用する車両（展示車・試乗車）でないこと。 ウ 補助金の交付申請日の属する年度の前年度の3月1日以後に初度登録された車両であること。 エ 電気自動車等の導入者と使用者が同一であること（リースの場合を除く。）。 URL : http://www.cev-pc.or.jp/
エネルギー管理システム（デマンド管理装置、B E M S） 電気の使用量を計測し、監視予測等をするものであって、見える化が図られ、目標電力を超える場合に警報又は自動で電力使用の抑制ができるものであること。

電気自動車等用充電設備 一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象に指定している急速充電設備又は普通充電設備（充電用コンセントスタンド、充電用コンセント等）の導入であること。 1事業所あたり5基を上限とする。 URL : http://www.cev-pc.or.jp/
温室効果ガス排出量見える化システム 次に掲げる要件をいずれも満たすこと。 ア GHGプロトコルに適合し、スコープ1～2又はスコープ1～3を算定するシステムであること。 イ 令和7年3月1日以降に契約したシステムであること。

補助金交付申請

申請にあたり次の書類を提出してください。

＜「太陽光発電設備」、「ガスコージェネレーションシステム」、「LED照明器具」、「高効率空調機器」、「太陽熱利用システム」、「蓄電池」、「エネルギー管理システム」、「電気自動車等用充電設備」、「温室効果ガス排出量見える化システム」の場合＞

○必要な書類 △場合によって必要な書類

提出書類		
1	交付申請書（様式第1-1号）（「温室効果ガス排出量見える化システム」については、様式第1-3号）	○
2	事業計画書（様式第2-1～9号）	○
3	補助対象機器の導入に係る見積書、注文書又は契約書等経費の内訳（「温室効果ガス排出量見える化システム」については、システム利用料及び利用期間）が確認できる書類の写し ※1	○
4	補助対象機器を導入する事業所又は集合住宅の位置図（「温室効果ガス排出量見える化システム」の導入を除く。）	△
5	補助対象機器を設置する場所の現況配置図と計画配置図（「温室効果ガス排出量見える化システム」の導入を除く。） ※2	△
6	補助対象機器を導入する事業所又は集合住宅の全体写真（「温室効果ガス排出量見える化システム」の導入を除く。）看板等で事業所名が分かるように撮影すること。	△

7	補助対象機器を設置する場所の写真（「温室効果ガス排出量見える化システム」の導入を除く。） ※3	○
8	補助対象機器の仕様が確認できる資料（カタログ、仕様書等。「高効率空調機器」については、補助対象機器の馬力が記載されている資料。「温室効果ガス排出量見える化システム」については、システムパッケージ型番と構成機器が確認できる資料）	○
9	既設機器の仕様が確認できる資料（カタログ、仕様書、写真等。「ＬＥＤ照明器具」及び「高効率空調機器」に限る。）	△
10	滞納無証明書（市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で、発行後３月以内のもの。リースの場合は、リース事業者、借受人双方のもの。ＰＰＡの場合は、ＰＰＡ事業者、サービス利用者双方のもの。）※ <u>コピー不可</u>	○
11	リース料金算定根拠明細書（様式第３号。リースの場合に限る。）	△
12	経済的負担軽減措置の内容について、サービス利用者に説明したことが分かる書類（様式第１４号）（ＰＰＡの場合に限る。）	△
13	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（申請者が法人の場合。発行後３月以内のもの。リースの場合は、リース事業者、借受人双方のもの。ＰＰＡの場合は、ＰＰＡ事業者、サービス利用者双方のもの。）※ <u>コピー不可</u> 。 <u>登記情報提供サービスによりインターネットから取得したものは不可。</u>	△
14	直近の確定申告書の写し（申請者が個人事業者の場合。ただし、新規事業者の場合にあつては、税務署受付印のある個人事業開設証明書の写し）	△
15	補助対象機器を導入する建物の登記事項証明書（発行後３月以内のもの。未登記の場合は、建築確認済証の写し。「温室効果ガス排出量見える化システム」、分譲共同住宅の共用部分への「ＬＥＤ照明器具」及び「電気自動車等用充電設備」の導入を除く補助対象機器の導入に限る。）※ <u>コピー不可</u> 。 <u>登記情報提供サービスによりインターネットから取得したものは不可。</u>	△
16	補助対象機器を導入する土地の登記事項証明書（発行後３月以内のもの。「温室効果ガス排出量見える化システム」、分譲共同住宅の共用部分への「ＬＥＤ照明器具」又は「電気自動車等用充電設備」の導入を除く、土地への補助対象機器の導入に限る。）※ <u>コピー不可</u> 。 <u>登記情報提供サービスによりインターネットから取得したものは不可。</u>	△
17	誓約書（「太陽光発電設備」に限る。）	△
18	承諾書（申請者又は借受人以外が所有する建築物又は土地に「温室効果ガス排出量見える化システム」を除く補助対象機器を導入する場合に限る。）	△

19	補助対象機器の導入に係る議決書及び管理者を選任したことが確認できる書面の写し（分譲共同住宅の共用部分への「ＬＥＤ照明器具」又は「電気自動車等用充電設備」の導入に限る。）	△
20	二酸化炭素の排出削減効果の算定及び算出根拠（「ＬＥＤ照明器具」及び「高効率空調機器」に限る。）	△
21	「太陽光発電からの電力受給契約のご案内」や太陽光発電設備の保証書の写しなど太陽光発電設備の設置が確認できる書類（「蓄電池」に限る。）	△

※1 経費の内訳が確認できる書類には、既設機器の撤去・処分費に関する記載が必要です。

※2 現況配置図には取り替え予定の既存機器に、計画配置図には補助対象機器設置予定箇所にすべて番号を付けてください。

現況配置図には写真撮影方向を図示してください。

※3 配置図と比較できるように、写真の対象機器にもすべて番号を付けてください。

<「燃料電池自動車」、「電気自動車等」の場合>

○必要な書類 △場合によって必要な書類

提出書類		
1	交付申請書（兼実績報告書）（様式第1-2号）	○
2	経費内訳書（様式第5号）	○
3	補助対象機器の導入に係る見積書、注文書又は契約書等経費の内訳が確認できる書類の写し	○
4	自動車検査証記録事項の写し	○
5	賃貸借契約書の写し（リースの場合に限る。）	△
6	リース料金算定根拠明細書（様式第3号）（リースの場合に限る。）	△
7	当該補助事業に係る経費の領収書等の写し 【割賦販売により導入した場合】 ・補助事業者宛（申請者名）の領収書の写し（現金支払いの部分について） ・申請者が契約者となっている割賦販売契約書の写し（後払い部分について） ※全額支払いの手続きが完了していることがわかるもの	○
8	滞納無証明書（市税に係る徴収金の滞納がないことを岡山市長が証明した書類で、発行後3月以内のもの。リースの場合は、リース事業者、借受人双方のもの）※コピー不可	○
9	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（申請者が法人の場合。発行後3月以内のもの。リースの場合は、リース事業者、借受人双方のもの。）※コピー不可	△

	一不可。登記情報提供サービスによりインターネットから取得したものは不可。	
10	直近の確定申告書の写し（申請者が個人事業者の場合。ただし、新規事業者の場合にあつては、税務署受付印のある個人事業開設証明書の写し）	△
11	保管場所標章番号通知書又は任意自動車保険契約書等の写し（所有権留保付きクレジット購入の場合に限る。）	△

(申請の注意事項)

1. 一機器の設置から申請することができます。また、一申請で複数の機器の申請ができます。
2. 同種の補助対象機器に係る交付の回数は、同一の事業所又は集合住宅につき1回限りです。（燃料電池自動車、電気自動車等を除く。）
3. 店舗等併用住宅については、事業所部分を専ら事業の用に供していることが構造上明らかである場合に限りします。
4. 補助金交付決定日より前に工事に着手した場合は、補助の対象となりません。（燃料電池自動車、電気自動車等を除く。）
5. 申請から補助金交付決定までに2週間程度を要します。着手予定日は申請日から起算して15日目（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く。）以降としてください。
6. 必要に応じて書類の追加をお願いすることがあります。
7. 交付決定の通知を受けてから、30日以内に事業着手してください。

工事着手届及び工事完了届

工事に着手した時は「工事着手届」、補助事業が完工した時は「工事完了届」を速やかに提出（郵送可）してください。ただし、燃料電池自動車、電気自動車等及び温室効果ガス排出量見える化システムを導入する場合を除きます。

着手日と完工日が同日であっても、「工事着手届」と「工事完了届」はそれぞれ提出してください。なお、届出受付後、現地確認をする場合があります。

計画変更

補助事業の計画を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、補助事業等計画変更・中止(廃止)申請書（様式第8号）を提出してください。

設置位置を変更する等の軽微な変更であっても、着手前にゼロカーボン推進課へ相談してください。

実績報告

補助事業が完了した日(※1)から起算して20日以内又は令和8年3月25日(水曜日)のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

＜「太陽光発電設備」、「ガスコージェネレーションシステム」、「LED照明器具」、「高効率空調機器」、「太陽熱利用システム」、「蓄電池」、「エネルギー管理システム」、「電気自動車等充電設備」、「温室効果ガス排出量見える化システム」の場合＞

○必要な書類 △場合によって必要な書類

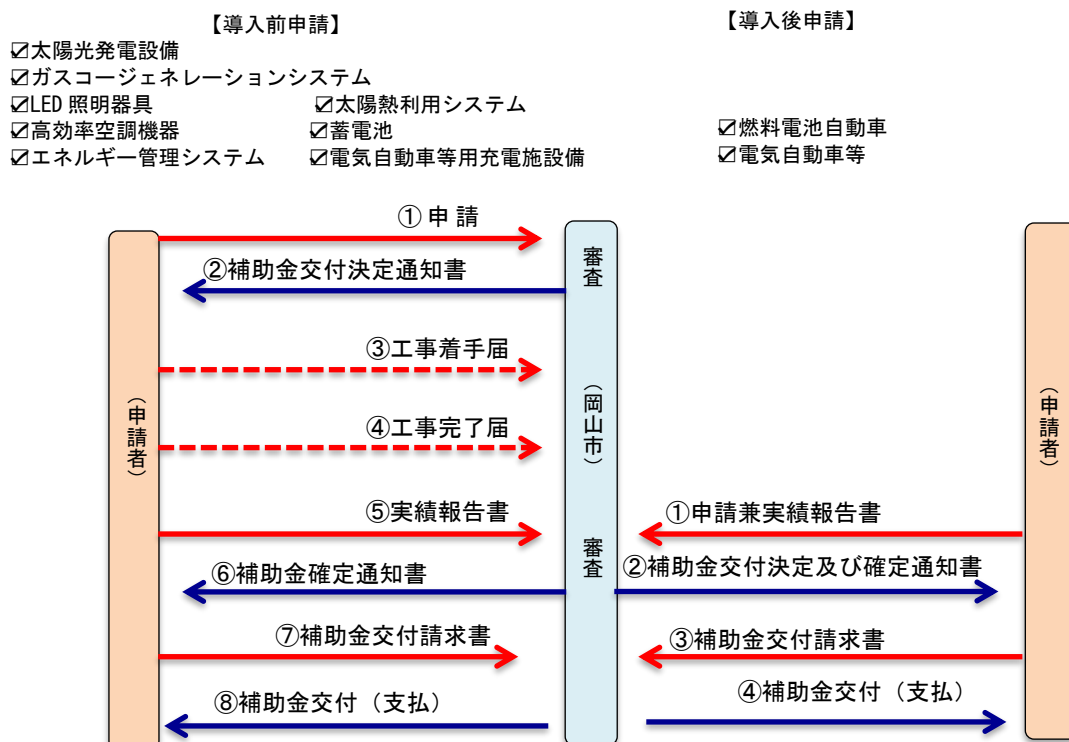
提出書類		
1	実績報告書(様式第9-1号)(「温室効果ガス排出量見える化システム」については、様式第9-2号)	○
2	事業報告書(様式第10-1～9号)	○
3	当該補助事業に係る経費の領収書の写し(PPAの場合は不要。) 【割賦販売により導入した場合】 ・補助事業者宛(申請者名)の領収書の写し(現金支払いの部分について) ・申請者が契約者となっている割賦販売契約書の写し(後払い部分について) ※全額支払いの手続きが完了していることがわかるもの	○
4	補助対象機器の設置状況を示す写真(①と②の両方) ①機器の全体写真 ※2 ②メーカー、型式及び製造番号等がわかるもの(1種類につき1枚) ※温室効果ガス排出量見える化システムにあつては、申請期間中に算定した温室効果ガス排出量が確認できる資料	○
5	補助対象機器の保証書の写し(温室効果ガス排出量見える化システムの導入を除く。)	△
6	太陽光発電モジュールの製造業者が発行する出力対比表又は出力対比表及び製造番号票(型式名、製品番号及び測定出力値の記載がある製品同梱のもの)の写し (「太陽光発電設備」に限る。)	△
7	補助対象機器の導入に係る契約書又は注文書と注文請書の写し(補助金交付申請時に当該契約書等を提出していない場合に限る。)	△
8	補助対象機器の賃貸借契約書の写し(リースの場合で、補助金交付申請時に当該契約書を提出していない場合に限る。)	△
9	PPAに係る契約書の写し(PPAの場合で、補助金交付申請時に当該契約書を提出していない場合に限る。)	△

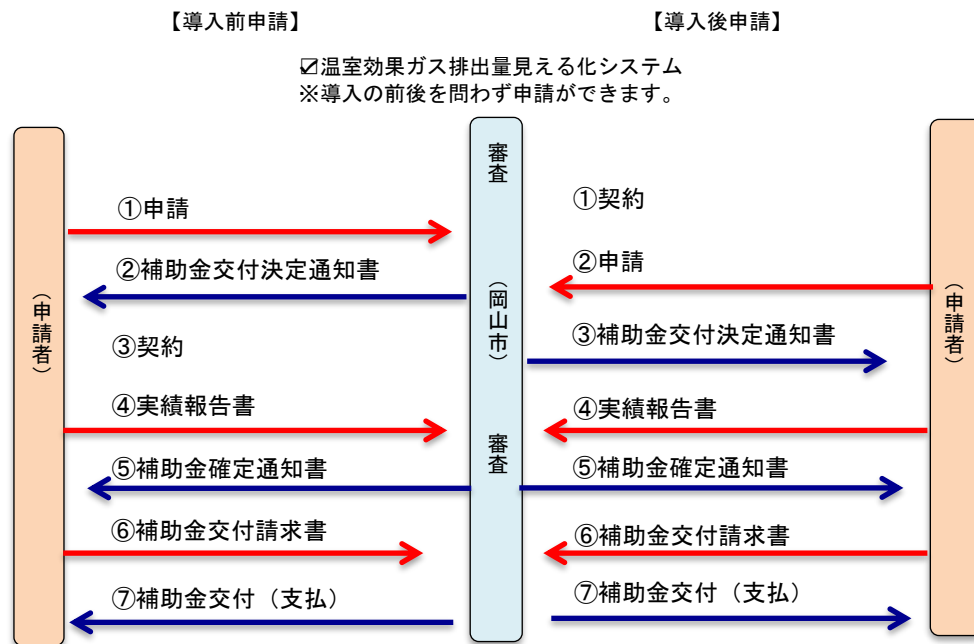
- ※1 補助事業が完了した日とは、工事の完了、検収、費用の支払い等、補助対象機器導入に係るすべてが終了した日（温室効果ガス排出量見える化システムについては、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間のシステム利用に係るすべて（利用期間、利用料の支払い等）が終了した日）をいいます。
- ※2 写真の補助対象機器に番号を付けて、交付申請の際に提出した配置図と比較できるようにして下さい。また、撮影方向は現況配置図と揃えてください。

二酸化炭素の排出削減効果の算定について

「高効率空調機器」及び「LED照明器具」は、二酸化炭素の排出削減効果の算定が必要ですので、年間排出量を算出の上、[環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」](#)を基に算定してください。様式は任意ですが、別紙参考様式「二酸化炭素の排出削減効果算定方法及び算出根拠」をご利用いただけます。

補助金手続きの流れ





その他

- この案内は、補助事業の概要について記載したものです。詳細については、「岡山市事業所用スマートエネルギー導入促進補助金交付要綱」及び「岡山市補助金等交付規則」をご確認ください。
- 法定耐用年数期間内に、補助対象機器を処分する場合（リースの解約及びP P Aの解約を含む。）は、市の承認が必要になります。
- その他の類似の補助金等との併用の可否については、各窓口にご確認ください。

お問い合わせ先

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市ゼロカーボン推進課

TEL: 086-803-1282

E-mail: sumaene@city.okayama.lg.jp

URL: <https://www.city.okayama.jp/ondankataisaku/category/20-5-2-0-0-0-0-0-0-0.html>